

(附) 参考資料

I 幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の相違点

区分	目 的	目 標
幼稚園	○学校教育法 第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。	○学校教育法 第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 - 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 - 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。 - 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 - 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 - 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
保育所	○児童福祉法 第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。 ② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。	○保育所保育指針 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (2) 保育の目標 ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。 (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。 (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。 (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。 (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。 (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。 (カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
幼保連携型認定こども園	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、認定こども園法) 第2条 7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。	○認定こども園法 第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。 - 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 - 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。 - 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 - 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 - 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。 - 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

区分	入 園	内 容	保 育 時 間
幼稚園	○学校教育法 第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。	○幼稚園教育要領 第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 第3 教育課程の役割と編成等 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導 第6 幼稚園運営上の留意事項 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など 第2章 ねらい及び内容 健康、人間関係、環境、言葉、表現 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	○学校教育法施行規則 第37条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。 ○幼稚園教育要領 第1章 総則 第3の3（3） 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。
保育所	○児童福祉法 第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条9項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。	○保育所保育指針 第1章 総則 第2章 保育の内容 第3章 健康及び安全 第4章 子育て支援 第5章 職員の資質向上	○児童福祉施設最低基準 第34条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。
幼保連携型認定こども園	○認定こども園法 第11条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。	○幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第3章 健康及び安全 第4章 子育ての支援	○幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章 総則 第2 1（3） イ 幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。 ウ 幼保連携型認定こども園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、園児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。 エ 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、この章の第2の1の（3）ウに規定する教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定める。ただし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮するものとする。

Ⅱ 千葉県の幼児教育の現状について

1 千葉県の幼稚園・幼保連携型認定こども園の状況

(1) 設置数及び入園者数（R6.5.1 千葉県教育便覧より）

区分 設置者	幼稚園		幼保連携型認定こども園	
	設置数	入園数	設置数	入園数
私立	375	49,640	109	15,944
公立	63	2,379	36	3,690
国立	1	139		
計	439	52,158	145	19,634

- (2) 幼稚園の教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動（いわゆる「預かり保育」）を実施する園が増えている。
- (3) 公立幼稚園（学習指導課）、私立幼稚園（学事課）、保育所・認定こども園（子育て支援課）を所管する課が異なる。

2 国の動き

- (1) 平成13年3月 文部科学省が幼児教育振興プログラムを策定した。
- (2) 平成17年1月 中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（答申）が出された。
- (3) 平成18年10月 幼児教育振興アクションプログラムが策定された。
- (4) 平成19年6月 学校教育法が改正され、幼稚園について規定された。
- (5) 平成20年3月 「幼稚園における学校評価のガイドライン」が示された。
学校教育法施行規則が改正された。
- (6) 平成24年3月 幼児期運動指針が策定された。
- (7) 平成24年8月 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども子育て関連3法案が公布された。
- (8) 平成27年4月 子ども子育て支援新制度が全面実施となった。
- (9) 平成29年3月 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が告示された。
- (10) 平成30年4月 幼稚園教育要領等が全面実施となった。
- (11) 令和5年2月 中央教育審議会「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(審議まとめ)が出された。
- (12) 令和6年10月 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」において最終報告が取りまとめられた。

3 県の取組

- (1) 第4期教育振興基本計画において、基本目標2の施策7に「人格形成の基礎を培う幼児教育の充実」を挙げ、以下の主な取組を実施する。
 - ① 幼児教育の質の向上
幼稚園教諭、保育教諭、保育士などの確保に努めるとともに、資質・能力の更なる向上に向けて職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を充実させます。
幼児教育アドバイザーや保育アドバイザーを県内の幼稚園、認定こども園、保育所等に派遣し、教員等の指導力向上や、教育課程、指導計画等に係る指導助言を行い、各施設の状況に応じた教育・保育の質の向上を図ります。
 - ② 小学校教育との接続の円滑化
小学校教育が円滑に行われるよう、幼児教育と小学校教育の関係者間の連携を深めていくほか、カリキュラムの接続を促進するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。
「子ども・子育て支援新制」の実施主体である市町村を支援します。
- (2) 幼児教育推進事業について
 - ① 文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業」（平成28～30年度）に取り組んだ。
 - ② 県総合教育センターに「幼児教育アドバイザー」を配置し、幼稚園や保育所等への派遣。
 - ③ 「接続期のカリキュラム千葉県モデル」を作成し、令和4年に運動系・理数系の6プラン、令和5年度にモデルプラン活用実践事例の6プランを追加。
 - ④ 幼児教育に関する研修を実施。

- (3) 千葉県・千葉市教員等育成指標について
教員等の資質能力の向上を図るため、令和5年8月に園長・幼稚園等教諭の育成指標を策定。

4 千葉県教育庁各教育事務所の位置と所管区域

千葉県教育庁各教育事務所の位置と所管区域

(含：千葉県総合教育センターの位置)

